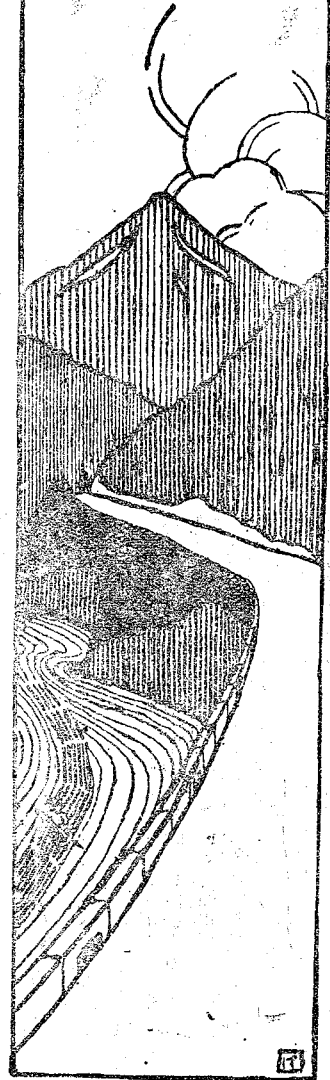


紹介



警視廳の交通取締規則と藤岡交通課長

田中幹事

多惡である否な大阪の夫れよりは善良であると種々批難されて居る東京市内道路——その築造に對する責は義務者たる東京市長に在りとしても、其の道路上に於ける交通取締は警察權を有する警視廳の役目であることは言ふ迄もない、築造が拙劣であらうと否とに關せず日一日と自然に増加する道路上の交通物體を如何に取締るべきかと言ふこと

は、獨り東京市のみならず世界各國の大都市が悩む所の大問題である、此問題を解決する手始として交通取締規則が制定された。

交通警察は交通狀態の秩序維持と其の改善の爲めに公衆の自由を制限する行政作用であると法律的に言へば一般民衆に餘り感動を與へないが、自由を制限するの必要ある理

由の反面には秩序維持の外交通の圓滑を期すると言ふ助長の意味が包含されて居るのであつて、唯だ自由を制限することのみが目的でない、交通の圓滑——夫れが大なる目的の一つである、現在東京

及其の近郊の車輛數を、觀ると自動車一萬二千臺、電車二千臺、人力車一萬臺、荷牛馬車一萬八千臺、牛挽荷車十三萬八千臺、自轉車三十五萬臺を算するのであるが、是等の諸車が活動するに就いて其の車輛の固有的の

經濟的價値を失はしめざる範圍に於いて交通を助長し整理することは普通に行はるゝ、警察作用と其の質實を異にし六ヶ敷ことである。

此難業を措直すべき任務を有する警視廳交通課は從來餘



り重用視せられなかつた、其の課に長たるものは僅に警部を以つて充てられてゐた位であつたが、震災直後の十二年の九月に、警視藤岡長敏君が交通課長と爲つて以來帝都の

交通警察は頓に一新面目を呈するに至つたことは獨り吾人のみならず市民一般の覺知する所であつて、今回制定された交通取締規則も亦全く氏の努力の結果に外ならないのである、氏は奈良縣北宇智の産、明治二十七年生

警視廳交通課長藤岡長敏君

歳の青年官吏である、大正九年京都大學を卒業して京都府廳に見習つたが十年京都府警視と爲つて、居ること一年半警視廳に轉任し在官二年半に及びて居る、吾人の敬服する藤岡君を引き出しに又惡口を言ふのではないが、近頃の青

年官吏は兎角浮き調子であつて熱が無い従つて與へられた事務に就いて趣味を持たない唯だ當座遁れれに汲々たる感がある、是等は固より轉任を頻發する現在制度の罪であるとしても、人其の人に自省心があつたならば輕薄な調子を慎むであらうとは有識者の嘆する所であるが、我が藤岡君は此青年官吏の當世氣質を離脱して對事務に熱がある點に於て吾人は敬服するのである、兎角の批評があつたにせよ彼の東京驛前の交通整理に就いては週餘の間自ら交通状態を視察して交通路を決定した如きは到底現時の青年官吏に求めても出来ないことである、此人に依つてこそ始めて交通取締規則の制定を觀たものと言ふべく吾人の欣快に堪へない所である。

交通取締規則の制定されたことを聞き警視廳に藤岡君を訪ふと同氏は非常に謙遜して此規則を制定するまでは兎角の議論を承つたが、各方面の御鞭撻と御垂教とに依つて兎にも角にも發布を觀るに至つたのは欣快に堪へないとの挨拶に次いで、夫れから夫れへと抱負を語り、如何に嚴重な

規則を制定しても通行者の總てを常に監視圈内に置くことは、到底不可能であるから一般市民の理解と徳義とに俟たなければ交通状態の改善を望むことが出来ない、此意味に於て交通取締規則は取締ると言ふよりは、寧ろより良き交通状態に交通者を指導すると言ふことを主眼とすべきである、故に此規則に矛盾しない様に交通が行はるれば彼の忌むべき交通事故は不可抗力に依る場合の外發生の餘地がないのであつて、極力此規則の周知徹底を期する考であると云つて居る。

市内に於て最も交通の頻繁な新橋萬世橋間に於いて自轉車の交通を禁止すると言ふ警視廳の方針には民間に於て随分反對があるでは無いかと質したが、夫れは確定した方針でない築造された道路に於ては一般の何物をも交通せしめ度いのであるが、危険防止の上から己むなく制限しなければならぬのである、反對論者はブルジョアの使用する自動車通行を許しプロレタリアの使用する自轉車の通行を禁止するのは時代の趨勢を辨へざるものであると言つて居

る、之は一應の理窟はあるやうであるが、篤と考へて觀れば大なる間違である、交通頻繁な尾張町の交叉點で十五秒ストップを命令すれば、三十臺の自轉車が止るのであるが、

其の自轉車乗用者の大部分は何れもブルヂョアに使役されて居る小僧である、此使用人が電車と自動車の中に狭まれて疾驅して居る危険な状況を生みの親が觀たならば何と云ふであらう、此點を考察したならば論者の言は當らないことは明瞭であると言ふた吾人も亦同感である、又交通上の便否から自轉車に依つて交通頻繁な表通りを通行するのと、裏通りを通行するのと其の所要時分を調査したそうであるが、裏通りに於いては交通上の制限を受けない爲に三秒間を節約することを得たと言ふことである、此の如き事

理明白なことに反對して尙ブル氣分を發揮せむとする所謂豪商連に斧鉞を加へ其の迷夢を醒すことも亦痛快事である、敬愛する藤岡君、捉はれた考の持主を懲膺して君が思ふ存分に帝都交通の圓滑と危険防止に努め、二月に約一人の死者を出し毎日約二十五人の負傷者を出す危険な此現狀

を救つて貰ひ度い之が吾人の切望である、交通取締規則に關しては批評すべき點が無いではないが、左に其の規則と理由の概要を紹介して筆を擱く。

第一條 本令ニ於テ道路ト稱スルハ道路法第一條ノ規定ニ依ル道路及公衆ノ自由ニ通行シ得ル場所ヲ謂フ

一般に道路として觀念せられて居るものの中に道路法に依つて認定せられた道路（所謂公道）と、然らざるもの（所謂私道）とがあるが、本令の適用に關しては兩者に區別を設けないのである。

第二條 道路法第一條ノ規定ニ依ル道路以外ノ道路ニ關シテハ本令ニ規定スルモノノ外道路取締令ノ規定ヲ準用ス

道路に公道私道の別があることは前述の通であるが、道路取締に關して根本的原则を定めた内務省令道路取締令は、道路法の規定に基いて發布せられたものなるが故に、私道には適用がないのである、此の不便を救ふ爲本條に依つて私道にも道路取締令の規定を準用した。

第三條 本令ニ於テ車馬ト稱スルハ道路ヲ使用スル牛、馬諸車等ヲ謂フ但シ電車及小兒車ノ類ヲ除ク

本令に於て車馬と稱すものの中には、諸車は勿論のこと牛、馬のみの場合をも包含するのである。しかし電車は軌道に據るが故に他の車馬と一様に取扱ひ難い事情がある。乳母車、小兒用三輪車等も亦他の車馬と同一に取扱ふ必要がない故に同一に取扱はないのを適當と認め之等を除外した。

第四條 所轄警察官署ハ危険豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路取締令又ハ本令ニ依リテ其ノ爲シタル許可又ハ指定ヲ取消シ、制限シ又ハ變更スルコトヲ得

警察署長の権限を規定したのであつて、説明の必要がなからうと思ふ。

第五條 道路ヲ通行スル者ハ警察官吏ノ交通ニ關スル指揮又ハ信號アリタルトキハ直ニ之ニ從フベシ

交通に關する指揮信號は單に車馬に對してのみ之行つてゐるのではない、車馬と言はず歩行者と言はず警

察官吏の指揮又は信號があれば直に之に從はねばならぬ。

第六條 車馬ヲ操縦シ又ハ馱スル者ハ左ニ定ムル所ニ從ヒ信號ヲ爲スベシ但シ止ムヲ得サルトキハ他ノ適當ナル信號ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

- 一 右折セムトスルトキ 右手ヲ開キ右方水平ニ舉ク
- 二 左折セムトスルトキ 左手ヲ開キ左方水平ニ舉ク
- 三 停止セムトスルトキ 右手又ハ左手ヲ握リ斜下ニ出ス
- 四 後者ヲシテ追越サシ 右手又ハ左手ヲ開キ右方又ハ左方水平ニ舉ケ之ヲ前後ニ動カス
- 五 道路ノ交又點ニ於テ 右手又ハ左手ヲ前方水平ニ舉ク

前進セムトスルトキ

前項第一號乃至第四號ノ信號ハ腕ヲ外方ニ突出シテ之ヲ爲スベシ

現在に於ても注意深い自動車の運轉手などは、たいてい本條に規定してゐるやうな信號をしてゐるやうであるが、信號は元來一つの約束にすぎないのであつて、

それ自體には何等明確な意思が表明せられて居ないから、之を統一する必要があると同時に、自動車以外の車馬にも之を爲さしめる必要を感じるのである。

第七條 道路ヲ通行スル者ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 歩行者、兒童幼兒ノ隊伍及小兒車ノ類ハ歩道ノ左側
- 二 緩行車馬(足踏自轉車、牛馬車、人力車、荷車等疾行車馬ニ非サルモノ) 隊伍、神輿、葬列其ノ他ノ行列、長大物件ヲ運搬スル者及二人以上ニテ物件ヲ運搬スル者ハ車道ノ左側
- 三 疾行車馬(自動車、自動自轉車、サイドカー、附自動自轉車等) ハ車道ノ中央部左側幅員十一米(六間)以上ノ道路ニシテ歩車道ノ區別ナキモノニ在リテハ前項ノ適用ニ關シ道路ノ兩側ニ於テ各其ノ幅員ノ六分ノ一ヲ歩道、其ノ他ノ部分ヲ車道ト看做ス

速度及種類ノ異つたものが雜然と同一路面を通行することは、交通事故と交通澁滞との最大原因を爲すものであるから、標準として路面に想像上の區分を設けたのである。

第八條 軌道敷内ハ横斷其ノ他已ムテ得サル場合ノ外通行スベカ

ラズ但シ疾行車馬ニシテ電車ノ進行ヲ妨ケサル場合ハ此ノ限在ラス

軌道敷内に於ては電車に優先交通權を與へねばならぬ

第九條 電車ノ直前又ハ直後ニ於テ軌道ヲ横斷スヘカラス

電車が停車中であつても運轉中であつても、又軌道を横斷するものが車馬であつても歩行者であつてもその電車ノ蔭から突然軌道内に出ることは、反對側の交通に對して非常な冒險である。

第十條 人家運搬ノ場所ニ在リテハ車馬ハ其ノ幅員ノ二倍半以上ノ幅員ヲ有スル道路ニ非ザレバ通行スルコトヲ得ス但シ警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス前項ノ車馬ノ幅員ハ車馬自體及積荷ノ最突出シタル部分ニ就キ之ヲ測定ス

何人と雖も自己のみが例外であることを要求し得る理由を有しない。故に狭い道路に車馬をひき入れやうとするときには、少くとも自分と同等の車馬に行き逢ふことを想像せねばならぬ。依つて車馬自體及その積荷の最も突出した部分に就き測定し、原則として其の二

停止以上の幅員を有する道路でなければ通行することを許さない。

この場合に於て注意しなければならないことは、本令の車馬の中には勿論自動車も包含せられてゐることであるが、自動車に關する通行道路の幅員に依る制限は自動車の特別法規たる自動車取締令施行細則第四條の規定があるから、本條の制限内であることを理由として、前掲自動車取締令施行細則の規定を無視することは出来ないのである。

第十一條 車馬連續シテ進行スルトキハ前者ニ對シ疾行車馬ハ十米(五間三尺)以上、緩行車馬ハ三米(一間一尺)以上ノ距離ヲ保ツヘシ

道路を横斷しやうとする時に當つて、車馬が連續して通行してゐるが爲に非常な危険と困難とを感ずること、は、均しく誰れでもの經驗である、一方に於てはこの不都合を無くし、他方に於ては前行車の急停止に對して、後續者に於て應急の措置を採り得る餘裕を存した

のである。

第十二條 車馬ハ濫ニ追越シ又ハ並列進行スヘカラス

如何に急いでゐる人が後から續いて來やうが一向頓着なく、冗談等と言ひかはし乍ら車を並べて悠々と歩いてゐる馬子等を往々見受けるが不都合千萬である。又濫に車馬が追越し合ひをすることは自然制限外の速度を出すやうな結果にもなり、累を第三者に及ぼす様なことさへ少くないのである、之等に關することは或は交通道德の要求すべき範圍であるかも知れないが、之を守らない者に對しては法規を以て強制するより外に道ないのである。

第十三條 他ノ車馬ヲ追越サムトスルトキハ後者ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ前者ノ避讓又ハ第六條ノ規定ニ依ル信號ヲ待チテ之ヲ爲スヘシ

他の車馬を追越そうとするときは、追越す者に於て追越に依つて生ずる危険を負擔せねばならぬ。故に少くとも本條に要求してゐる位の用意を追越すものゝ側に

負擔させねばならぬ。

第十四條 車馬ハ乗客乗降中ノ電車ヲ追越サムトスルトキハ其ノ電車ヨリ二米(約一間)以上ノ間隔ヲ保有シ徐行スベシ安全地帯ノ設ケアル停留場ニ於テ乗降客輻輳セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

電車に乗降中の者があるに拘らず、傍若無人にも直ぐその電車に接近して車馬を進めて來る者があるこんな場合にはせめてその電車から一定の間隔を保有し徐行でもしてくればとは何人でも直に考ふることであるその保有すべき間隔を外國の立法例と現在の安全地帯との幅員に鑑みまして二米と定めた。

第十五條 交通頻ナル道路ノ交叉點ニ於ケル車馬ノ右折ハ之ヲ避ケヘシ

道路の交叉點に於て右折する爲には二重に交通の流を横切らねばならぬから、自他共通の安全と交叉點に於ける混雜緩和の爲交通頻繁な場所に於ては右折を差控ふることにした。

第十六條 車馬ハ道路ノ交叉點ニ於テ右折セムトスルトキハ車道ノ左側ニ一時停止シ進マムトスル方向ノ開カルルヲ待チテ進行ヲ始ムヘシ

右折しやうとする車馬が道路の交叉部の中で進まうとする方向の交通の開かれるのを待つてゐることは往々見うける事例であるが、右折するものが一の車馬のみであるならば大した支障がないにしても、そう云ふものが澤山あつた場合には何ともならないことになるから一時路傍で停止してゐて、進まうとする交通の開かれるのを待つことにした

第十七條 道路ノ交叉點ニ於テ停止ヲ命セラレ又ハ停止ノ信號アリタルトキハ其ノ交叉セル部分ニ立入ルヘカラス前項ノ制限ヲ超エタル後停止ヲ命セラレ又ハ停止ノ信號アリタルトキハ直ニ其ノ場ニ停止シ警察官吏ノ指揮ヲ待ツヘシ

現在のやうな交通整理法を行つて居る所では、道路交叉點は最も混雜する箇所と爲る、故にこゝで停止を爲す者はその混雜する交叉部に立入らない様にした。

第十八條 出火場ニ赴ク消防車接近シ來リタルトキハ車馬ハ避讓シ進行ヲ停止シテ其ノ通過ヲ待ツヘシ

出火場に赴く消防車は、消防車特有の「サイレン」を鳴らすから之が接近して來た場合には他の車馬は一時停止し避讓して貰ひ度いのである、消防車は全く字義通火急の場所に赴くのであるから出来る丈け他に對する注意の責任を輕減してやらねばならぬ。

第十九條 同一方向ニ進行スル車馬ニ在リテハ緩行車馬ハ疾行車馬ニ其ノ交通ヲ讓ルベシ

同一方向に進行する車馬間に在つては、一寸讓れば速度の速いものは直に通過し得るに拘らず、先行の故を以て道路を我物顔に故意に後者の圓滑なる交通を妨げるやうな者も無いとは言はれない、こんな者に對してはやはり法の強制力を借るより外に途ないのである。

第二十條 車馬ノ進路交叉シ衝突ノ虞アルトキハ他ノ車馬ヲ左ニ見ルモノニ於テ一時停止シ其ノ通過ヲ待ツベシ

對手方が讓るであらうと云ふことを豫想して、互に無

慮慮な進行を續けることに依つて、不慮の事故を惹起することは決して珍らしい事例ではない、こう云ふ場合に對してはやはり本條の様な約束的規定を設けて置く必要がある。

第二十一條 牛馬ノ牽綱ハ一米(三尺三寸)以内ニ之ヲ把ルヘシ
牛馬の牽綱は一米以内に把つてゐなければならぬと云ふことは舊規則と大差ないが、この一米と云ふのは最大限度を示した標準であるから交通の繁閑に應じ、一米の範圍内に於て適宜に伸縮せなければならぬ。

第二十二條 尖端アル物件ヲ運搬スルトキハ其ノ尖端ヲ纏束スル等危険豫防ニ必要ナル装置ヲ爲スヘシ

本條の規定は殆んど舊規定と同一であつて、他に對する迷惑を可及的減少しやうとする主旨に他ならない。

第二十三條 不潔物、見苦シキ物、飛散、漏出若ハ墜落シ易キ物又ハ著シキ騒音ヲ發スル物ヲ運搬スルトキハ覆蓋其ノ他適當ナル装置ヲ爲スヘシ

本條も前條と同様の理由で説明を須ひるまでもない。

第二十四條 酒氣ヲ帶ヒタル者又ハ不熟練ナル者ハ車馬ヲ操縦シ又ハ馱スヘカラス

車馬の取扱には細心の注意と熟練した技能を要することとは言ふまでもない、酒は程度の大小こそあれ人を細心ではなくなし注意を散漫にするものである。又技能の不熟練の爲災害を招く例は決して乏しくない、酒の爲平素に不似合な事故を起す例も亦之に劣らないのである故に之等には共に規則に依つて禁ずる必要がある

第二十五條 道路取締令第十六條及其ノ準用規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル願書ニ通テ出發地所轄警察署ニ提出スヘシ

- 一 車輛ノ種類及運搬ノ方法
- 二 積荷ノ品目
- 三 積荷ノ制限ヲ超過スル重量、容積
- 四 通行ノ路線及日時

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ過搬中積荷ノ見易キ箇所ニ其ノ旨標示シ許可ノ証ヲ携帯スベシ

制限外積荷に關しては所轄警察署長の許可を要すること

とは既に道路取締令第十六條に規定する所である、本節は此許可を受ける場合の願出要項を定めたと過ぎないのであつて、事務簡捷の主旨より願書を二通提出せしめ、一通に許可の奥書を受け許可證に替へることにした。

第二十六條 道路ニ車馬ヲ駐ムルトキハ左ノ事項ヲ遵守スベシ但シ特ニ指示アリタルトキハ之ニ從フヘシ

一 進行ノ方向ニ向ケ車道（歩車道ノ區別ナキモノニ在リテハ道路）ノ左側端ニ駐ムルコト但シ二輪ノ自轉車ハ歩道上車道側ニ駐ムルコトヲ得

二 道路ノ交叉點、曲角ガード又ハ橋梁等ヨリ五米（二間四尺）以内ニ駐メサルコト

三 火災報知機、消火栓人孔等ヨリ三米（一間四尺）以内ニ駐メサルコト

四 電車停留場側ニ於テ其標示柱ヨリ三十六米（二十間）以内ニ駐メサルコト

五 建設物ノ出入口ニ駐メサルコト

六 車道(歩車道ノ區別ナキモノニ在リテハ道路)ノ幅員十一

米(六間)未滿ノ道路ニ在リテハ兩側ニ相對シテ駐メサル

コト

二輪ノ自轉車ニ關シテハ前項第四號乃至第六號ノ規定ヲ適

用セス

交通取締價値から云つて駐車に關する問題は、通行自體に關する問題に劣らない重要さを有つて居る、車馬の數が増加すれば増加する程本問題は一日もゆるかせにすることは出来ない、尤も駐車と謂ふ以上は明に停車と區別があるのであつて乗降又は積荷の積卸の爲一時停車のは停車であつて本條で謂ふ駐車ではないのである、駐車と言ふはもつと時間的觀念が加はつてゐるのであつて客待等の爲稍繼續の同一箇所に車を留めて置く場合を云ふのである。

第二十七條 電車ヲ待合ハス者ハ安全地帯ニ、安全地帯ノ設ケナ

キ場所ニ在リテハ車道ニ接近シテ歩道ニ、歩車道ノ區別ナキ場

所ニ在リテハ軌道ニ接近シテ軌道敷外ニ立ツヘシ
乗合自動車ヲ待合ハス者ハ車道ニ出ツヘカラス

一方に於て電車停留場を通過する車馬に對して制限を設けると同時に、他方に於て電車及乗合自動車待合はすものに對して相當制限を加へる必要がある。

第二十八條 定員ヲ超エ又ハ乗用ニ供スル爲設備セラレタル箇所

以外ニ乗車シ若ハ乗車セシムヘカラス但シ貨貨自動車ニ在リテハ其ノ積荷ノ積卸ニ必要ナル人員ノ乗車ハ此ノ限ニ在ラス

本條は説明する迄もない自明の理である。

第二十九條 進行中ノ車馬ニ乗降シ又ハ乗降セシムヘカラス

飛乗飛降の禁止も亦同前である。

第三十條 横斷歩道ノ設ケアル場所ニ在リテハ其ノ區域外ニ於テ

車道ヲ横斷スヘカラス

車馬の交通量が増加するにつれ歩行者が所かまはず車道を横斷することは實に危険な事柄である、故に歩行者の車道横斷の爲一定の区域内に於て横斷することゝし、此區域に對しては車馬に於ても特に注意すれば交

通状態の改善に裨益する所大なるものがある。

近頃の鋪装工事に於ては、主要な街路の交叉點等には大抵横斷歩道の設備を見るやうになつたがしかしまだあまり一般に注意せられてゐない恨がある。彼の車道を横斷して鋪装を異にした部分がありますが之れが横斷歩道なのである。

第三十一條 百人以上隊伍ヲ組ミ又ハ行列ヲ爲シ道路ヲ通行セムトスルトキハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ但シ祭葬、講社、學生生徒ノ隊伍、行列其他慣例アルモノニ付テハ出發地所轄警察官署ノ許可ヲ得テ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

一 百人以下毎ニ一隊ト爲シ二列乃至四列側面縱隊ヲ組織スルコト

二 各隊ニハ二人以上ノ監督者ヲ附スルコト

三 各隊間ニハ五米（二間四尺）以上ノ間隔ヲ保ツコト

四 旗幟、提灯、萬燈ノ類ヲ携帯セムトスルトキハ其ノ高三米

（二間四尺）以内ニシテ一人ニテ容易ニ携帯シ得ヘキモノヲ

ルコト

隊伍行列などはあまり度々起る問題ではないが之を閑却することが出来ない。

第三十二條 警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス隊伍、行列ニ關シ遵守事項ヲ命スルコトヲ得

本條は隊伍行列に關して警察署長の權限を規定したのである。

第三十三條 警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外道路ニ於テ演藝演說、說教其ノ他人寄セノ行爲ヲ爲スヘカラス沿道ノ場所ト雖因テ道路ニ於ケル交通ノ妨ケトナルヘキ場合亦同シ

道路に於て人寄せの行爲を爲すことは著しく交通の妨となるのであるから、行つて後交通妨害の虞で處分を受けるやうなことがあれば甚だ面白くない、豫め警察官吏の承認を受けさせて置くは自他共に利益である。

第三十四條 道路ニ廣告宣傳ビラ等ヲ撒布スヘカラス

第三十五條 車馬ヲ特ニ裝飾シテ廣告、宣傳等ノ目的ヲ以テ通行スヘカラス

右兩條文は路上廣告行爲の禁止であつて、現今の様に

一定の用件を有つて駆け廻つてゐるものゝみの爲にすら道路は既に飽和の状態にあるのであるからこの上道路本來の用法たる交通の爲ではなくて、自己の利益若は便宜の爲他の迷惑を顧みず道路上で廣告宣傳等の行爲を爲すことは看過すべきことではない。

第三十六條 左ニ掲クル行爲ヲ爲サムトスルトキハ其目的、方法、期間及區域又ハ場所ヲ具シ所轄警察官署（第八號乃至第十二號ノ場合ハ出發地所轄警察官署）ニ願出テ許可ヲ受クベシ

- 一 道路工事ヲ施サムトスルトキ
- 二 道路ニ於テ作業ヲ爲サムトスルトキ
- 三 工事ノ爲道路ニ竹木、土石其ノ他ノ材料ヲ置キ又ハ掛出、板圍、繩張、足代、支柱等ヲ設ケムトスルトキ
- 四 道路ニ轆杭、舞臺、掛小屋等ヲ設ケムトスルトキ
- 五 道路ニ電柱、掲示板、廣告札、榜標、柵欄、街燈、飾門、飾燈、跨道ノ類ヲ設ケムトスルトキ
- 六 道路ニ屋臺店ノ類ヲ出サムトスルトキ
- 七 道路ニ於テ寄附金品ヲ募集シ又ハ物件ヲ販賣若ハ交付セム

トスルトキ

八 道路ニ神輿、山車、踊屋臺等ヲ出サムトスルトキ

九 廣告、宣傳等ノ爲旗幟、看板、行燈等ヲ用キ通行セムトスルトキ

十 異様ノ扮裝ヲ爲シ又ハ數人連行樂器ヲ鳴ラシ通行セムトスルトキ

十一 道路ニ於テ特別ノ設備ニ依リ車馬ヲ牽引シ又ハ物件ヲ移轉若ハ運搬セムトスルトキ

十二 道路ニ於テ徒步競争ヲ爲サムトスルトキ

十三 前各號ノ外交通ノ妨ケトナルヘキ方法ニ依リ道路ヲ使用セムトスルトキ

本條は多くの項目に分れて居るが之を概括的に言は、交通の妨げとなるべき方法に依る道路の使用を制限し
たと云ふことになる。

抑道路は交通の用に供する爲設けられた設備であることとは言ふまでもないことであるが、交通の用に供する場合と雖も他の正當なる交通に對して、不當に妨害を

與へることは認められないのである。故に道路を交通以外の用に供しやうとする場合、及道路を交通の用に供してゐるには相違なくとも、著しく他の正當なる交通に妨害を與へるやうな事項に對して、許可を保留して禁止したのである。

第三十七條 道路管理者ヨリ道路占用ノ許可又ハ承認ヲ受ケタル者ト雖前條ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ其ノ占用ヲ開始スルコトヲ得ス

道路管理者より道路占用の許可を受けた場合には、その道路の占用權は有効に發生します、しかし占用權の發生とその行使との間には確然たる區別がなければならぬ。從來占用權の設定たる管理者の占用許可と、占用行為禁止の解除たる警察許可とが往々混同せられて居たが、明に之を區別して置く必要を認めたのである。本條の規定に依ると占用權を完全に行使しやうとすれば、管理者の許可と警察許可の二重の許可が必要となるのであつて、一見占用者側から云つて非常な手數の

様であるが、占用許可願を一通作成するのも炭酸紙を用ひて二通作成するのも手數上に大なる差がないのであつて、從來の様に占用願を區役所に提出する區役所は之を所轄警察署に移牒する、所轄署では意見を附して又區役所に返戻すると云ふ様な手續を採りますことに依つて、その書類の往復に要する時間的損失は、占用願を二通作成する手數よりも遙に大であらうと考へられるのである。

第三十八條 道路ニ工事ヲ施ス者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 工事區域ハ工事ニ直接必要ナル限度ニ止ムルコト
- 二 工事區域ハ掘上土砂、機械、器具、材料等ノ置場並復舊工事未完成ノ部分ヲ合シ左ノ制限ヲ越エサルコト
- イ 延長 電線路埋設工事ニ在リテハ七百二十七米二七（四百間） 但シ掘坑ハ三百六十三米六四（二百間）

軌道工事ニ在リテハ三百六十三米六四（二百間） 管
路埋設工事ニ在リテハ二百十二米二四（百五十間） 但
シ掘坑ハ九十米九一（五十間）

- ロ 輔員 道路輔員ノ六分ノ一
 - 三 敷工區同時ニ工事ヲ行フトキハ各工區間ニ五十四米五四
(三十間)以上ノ距離ヲ保ツコト
 - 四 前二號ニ依リ難キトキ又ハ一工區ノ工事十日以上ニ亘ルト
キハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クルコト
 - 五 道路ヲ横斷シテ工事ヲ行ハムトスルトキハ之ヲサ分シ其ノ
一半ヲ終リタル後ニ非サレバ他ノ一半ニ着手セザルコト、
但シ已ムヲ得サル場合ニシテ交通上支障ナカラシムル爲メ
梁其ノ他適當ナル設備ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 六 建設物ノ出入口ニ接近シテ工事ヲ行フトキハ出入ニ支障ナ
カラシムル爲メ適當ナル措置ヲ爲スコト
 - 七 消火栓ノ位置ヲ變換シ又ハ消火栓ニ接近シテ道路ヲ掘鑿ス
ルトキハ適當ナル標識ヲ以テ其ノ位置ヲ明示スルコト
 - 八 土砂又ハ材料ノ類ヲ以テ消火栓、マンホール人孔等ヲ掩蔽シ又ハ下水
ノ疏通若ハ路面並街渠ノ排水ヲ妨害セサルコト
 - 九 湧水、溜水等ヲ路面ニ溢水セシメサルコト
 - 十 工事終リタルトキハ遲滞ナク交通上支障ナキ状態ニ復スル
コト
 - 十一 工事ニ着手シタルトキ及前號ノ状態ニ復シタルトキハ直
ニ所轄警察官署ニ其ノ旨届出ツルコト
 - 十二 工事現場ニハ起業者及請負人ノ住所、氏名並工事ノ期間
ヲ標示スルコト
- 道路工事と言つても、道路管理者が管理權に基く工事
即道路の新設、改築及修繕等所謂道路に關する工事と
然らざる工事とがある。前者は法に基く權限行爲であ
つて、工事を行ふこと自體に於ては當然警察制限の外
に立つのである。しかし後者の部類に屬する工事はた
またまそれが道路の管理權を有する者の行爲であつて
も、警察取締の對照となり得ると信するのである、し
かし從來の工事方法は頗る無責任なものが多かつたの
であるが復興事業に依る工事が非常に多くなつたに從
ひ社會は從來の様な施行方法では最早満足することが
出来ない。
- 第三十九條 道路ニ商品、商品礫、塵芥容器等ヲ置キ又ハ軒、標
旗、標燈、看板、物干、日除、雨除、煙突等ヲ突出セシムルハカ

ラス 但シ標旗、標燈、看板、日除、雨除ノ類ヲ路面上ニ米四
二(一)間二尺)以上ノ高ニ於テ六十一釐(二)尺)以内突出セシ
ムルハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ニ依ル日除、雨除ハ布類ヲ用キ構造裝置上危險ノ虞ナ
カラシメ必要ナキトキハ之ヲ捲收スヘシ

日除、雨除ニ關シテハ人家連擔セサル場所ニ限リ所轄警察官署
ノ許可ヲ受ケ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本條は從來の規定と内容に於て大差はない。

第四十條 露店ハ所轄警察官署ニ於テ指定シタル區域内ニ非サレ
ハ之ヲ出スコトヲ得ス

第四十一條 露店ヲ出ス者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 各店ハ間口二米(約一間)奥行一米(三尺三寸)以内タルコト
二 十二米(六間三尺)毎ニ一米以上ノ間隔ヲ保ツコト

三 道路ノ交叉點、曲角、横斷歩道又ハ電車停留場側ニ於テ其
ノ標示柱ヨリ十一米(六間)以内ニ出店セサルコト

四 火災報知機、消火栓、人孔等ヨリ三米(一間四尺)以内ニ出
店セサルコト

五 路次又ハ建設物ノ出入口ヲ閉塞セサルコト

六 糞糞ヲ爲ササルコト

七 魚具其ノ他腐敗シ易キモノヲ販賣セサルコト

八 道路ヲ汚損セサルコト

九 午後十一時以後ハ閉店スルコト

第四十二條 所轄警察官署ハ露店ヲ出ス者ニ對シ前條ノ外取締上
必要ト認ムル事項ヲ命スルコトヲ得

第四十條乃至第四十二條は從來の様な露店の出店方法
は既に現今の交通状態と相容れなくなつた。露店は直

に之を撤去せしめ得ないとすれば、少くとも漸次支障
の程度の減少を計つて行かねばならぬ。

第四十三條 道路ニ於テ車馬ニ依リ人畜ヲ殺傷シ又ハ他人ノ物件
ヲ損壞シタルトキハ過失ノ何レニアルヲ問ハス直ニ停止シ警察
官吏ノ指揮ヲ受クヘシ

前項ノ場合警察官吏在ラサルトキハ被害者ノ救護其ノ他必要ナ
ル措置ヲ爲シタル後自己及雇主ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其
ノ名稱、事務所所在地)ヲ被害者若ハ其ノ同伴者ニ告知シ且其
ノ事實又最寄警察官吏ニ申告スヘシ前二項ノ措置ヲ爲スニ付乘
客ハ之ヲ妨クヘカラス

交通事故發生の場合に於ける措置方法としては、自動車に關するものだけは既に規定せられて居るが、しかし事故は必ずしも自動車のみに依つて起されるに限つたわけでないから他の車馬にも亦自動車の場合と同様事故に對する措置方法の規定を必要とするのである。

第十四條 本令ノ規定ニ違反シ又ハ本令ニ基キテ發スル命令若

ハ本令ノ規定ニ依ル許可ノ條件ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス其ノ違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者亦同シ

第十五條 法人ニ在リテハ本會ノ罰則ハ其代表者ニ之ヲ適用ス

罰則は本令の特色として如何なる條項に違反した場合にも拘留又は科料に處し得るやうにした、若し法治國の理想が法規違反の罰則を細別的に規定して置くことに在りとする淺薄な議論を樹てるならば、本令の如きものは或は最もその理想に遠ざかつたものであるかも知れない、しかも翻つて考へれば交通取締規則の如きは道徳律との限界が頗る曖昧なのであつて、概念的に交通取締を説明すれば道路上に於ける不徳義な行爲の取締であると云ひ得るのである、故に處罰を以て菴む

が如きことは本來最後の最後たる手段でなければならぬ、従つて直に「據らしむ」と云ふよりは寧ろ「知らしめ導く」と云ふことを主眼とせねばならないのである。依つて如何なる條項に違反してもその違反と事實を捕へて直に處罰してしまふと云ふことは、最良の執行方法ではない、しかし如何なる輕微な條項の違反でも、導く可からざる不徳義者に對しては、飽迄糺彈し強制し得るの途が開かれてゐなければならぬ。

附 則

第四十六條 本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 明治三十三年六月警視廳令第二十五號道路取締規則

ハ之ヲ廢止ス

第四十八條 道路取締規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ本令ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 本令施行ノ際四十一條各號ノ事項ニ異ナリタル慣行アルモノニ付テハ大正十七年十二月三十一日迄其ノ慣行ニ從フコトヲ得